【ニ　ねずみ族，昆虫等対策】

(1) 定期的にねずみ族，昆虫等の発生状況を確認し，発生を認めたときは，直ちに駆除すること。この場合において，確認し，又は駆除したときは，その記録を保存すること。

○　ねずみ族，昆虫等の繁殖場所として，食品，残渣等がある場所，隠れやすい場所があるので，施設を頻繁に点検し，発生原因を作らないこと。

○　生息調査を実施し，その調査結果からねずみ族等の発生が認められれば直ちに駆除するとともに，生息調査以外にも，ねずみ族等の発生を認めた際には速やかに駆除することとした。具体的な実施に当たっては，以下の点に留意すること。

- 生息調査の方法例：目視，トラップ，無毒餌による調査，又は従業員への聞き取り調査等
- 「定期的」とする生息調査の頻度については，施設の状況に応じた頻度でよいが，おおよその目安として６ヶ月に一度とすること。
- 駆除方法は，確実に駆除できる方法で差し支えなく，必ずしも殺虫剤等の散布に限定するものではない。

○　「記録」とは，生息調査の実施結果及び駆除作業を行った場合の実施結果の記録をいう。

(2) 作業場に，ねずみ族，昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

○　駆除作業後のねずみ族等の生息調査を実施して，駆除効果の検証をすることが望ましい。

（侵入防止策の例）

ねずみ族：建物の隙間の閉塞，吸排気口の網戸及び排水溝のふたの使用等

昆虫：網戸，二重扉，自動ドア，エアカーテン，トラップ等の使用等

(3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は，食品等，器具等及び容器包装を汚染しないように取り扱うこと。

○　殺そ剤等の使用に当たっては，薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品等の適正な薬剤を，表示，添付文書（取扱説明書）等で示された方法を遵守して使用すること。

(4) 食品等及び容器包装は，ねずみ族，昆虫等による汚染防止対策を講じ，床及び壁から離して保管すること。